

離・分別」の施策が、山田奉行所（幕府）・神宮側・朝廷側（勅使）の意向により、江戸初期（寛文期）と末期（慶応期）に強くなった。

明治維新における神仏分離・廃仏毀釈の過程は、王政復古・神仏分離令が出された慶応四年三月を契機とし、同年七月設置の度会府により施策が同年十月頃から始まり、二年三、四月までの短期間に集中して実施された。内容は、（一）離壇して神葬祭への改宗と（二）僧侶の復正（還俗）が先行し、次いで（三）寺院の廃寺、整理が行われ、明治二年三月時、寺院数二五九のうち廃寺数一八三で、残存率は約三割、（四）仏像・仏具・仏書類の破却が実施された。（三）（四）の契機として二年三月の明治天皇神宮行幸・参拝に先立ち、同年二月、度会府は御通聲神領御参道筋寺院取払を布告し、「今般行幸参拝被為遊候ニ付、神領中参道ニ有之候仏閣仏像等尽取払可申」ことを命じた。

推進者は度会府で、中心人物は府知事橋本実梁、判事元田直、書記・神祇兼市政曹長浦田長民らとなる。彼らの理念・意図は「神国根元ノ土地ナル故、仏法ヲ忌ミ」、「神ノ嫌ヒ給フ仏事ヲ廃止セントスルハ吉事」、「仏寺ヲ廃止セサレハ神領中神仏混淆ノ旧弊再族シテ信仏ノ徒絶スヘカラス、然レハ神領中ニテハ敬神ヲ専ラトシテ仏法禁止スルヲ政事ノ第一トシテ可ナリ」とし、また「神州ニ仏法ハ無用之長物ニ候（中略）当地ハ格別之神境ニ有之（中略）此節断然 勅命ヲ以テ宮川内廃寺被 仰出度」とした。

神宮では、仏法忌避・神仏判然の意識・理念が底流にあったが、古代末・中世には「接近・併存」が神・仏双方から進ん

だ。近世になり判然意識・施策が高まり、そして維新に際して中央の施策に応じて神領地での「仏法忌避、仏寺無用」の理念の再認識により神仏分離が厳しく実施された。一方、僧侶の神前参拝許可（明治五年）により、仏法・仏事忌避の理念が曖昧となった面も生じたといえる。

近世における神仏関係

——習合と分離——

澤 博 勝

日本の神仏関係の歴史は、その習合の側面はおもに古代・中世の問題として、分離については幕末維新期の問題として、それぞれ別々に論じられてきた。一方、近世に関しては、わずかに神仏分離の前史として論じられるのみであった。このことは、近世の宗教史研究そのものが、他の時代に比して低調であったことと表裏の関係にある。しかし近年、近世国家論や社会論とも結合するかたちで、近世宗教史研究が盛んに行われるようになり、仏教史のみならず神道や陰陽道などの歴史的展開に関しても、その詳細が鮮明になってきた。次の段階として、それら諸宗教の関係性を明らかにし、その歴史的評価を下す必要が生じている。

こうした近世宗教史研究の進展の一方で、他分野の研究者にも大きな影響力を持つ宗教思想史研究が従前の思想分析を展開

パネル

していることもあつてか、いまだ近世の神仏理解の通説は従来の枠組みを大きく超えるものにはなっていないように思われる。そのためここでは、論点を明確にするために、仮説的に日本近世の神仏関係を論じるに際しての三つの位相を提示したい。そのうえで、それぞれのレベルの違いを認識することで、はじめて、その統合（＝神仏関係に関する正しい評価）が可能になると考えるからである。

その三つの位相とは、①幕藩権力による宗教統制②專業思想家（儒者、国学者・神道家、学僧など）による神仏理解③地域社会における神仏信仰（行事）であり、それぞれの位相の特徴は次の通りである。①では、国家権力が否定した宗教以外は原則すべて公認され、各宗教（教団）の自律（立）性が保証された。神仏関係における習合・分離は、初期の儒者大名と幕末の一部諸藩を除いて原則的に権力の関与外であつた。②では、近世初頭から儒・神などの台頭による仏教の相対的地位低下や神道説の体系化にともなう神仏判然が行われ、それに対置あるいは協調するかたちでの仏教説の更新が行われる。その大前提には天皇を中心とした日本を世界の中心に位置付ける「神国思想」が存在するが、この思想は、元来日本仏教が創り出したもので、近世の仏教教団も否定することはなかった（三教一致論）。結果的に、①の公権力の姿勢と現実社会における圧倒的仏教優位のもと、思想論争としての神仏分離が実体としての分離に繋がることは、寛文期の儒者大名による「政策」などを除き、ごくわずかであつた。③では、基本的に近世を通じて習合状態が中心であつた。但し、地域社会における神仏争論が分離

の前提状況を生み出すこともあつた。

この三つの位相を踏まえたうえで、特に、②の「思想」と③の「状態」の関係を認識することが重要で、そのうえで、①の国家政策の議論も含みこんだ「統合」が必要である。

この分析方法は、特に具体的な地域分析において有益であると考え。パネルでは、宝暦年間から明治初年にかけて断続的に生じた石徹白神仏争論と元文三年に播磨崎之宮で起きた神体争論を瞥見したが、それぞれ吉田家や本願寺の論理（②の位相）と在地住民の葬式や祭礼に直結する問題（③の位相）が交差したところに問題が発生・展開し、最終的には公権力の介入（①の位相）で決着している。ともに、日常A↓争論（世俗争論・思想対立等）↓裁許（権力介入）↓判然↓日常Bとまとめることが可能であろう。すなわち、近世の在地社会における神仏関係は、こうした三つの位相それぞれが関わることで新たなかたちに変容していくのである。但し、その変容は必ずしも分離に向かって直線的に進んでいたわけではないということにも留意が必要であろう。③のありよう如何によつては、明治政府の最終的介入まで分離が続いたところのほうが多かつたのである。なお、この視座は国家論と社会論を正しく統合する意味でも必要不可欠なものと考え。